

ガイドライン	項目	ガイドラインの内容	評価の基準	評価結果	自己評価の内容
商用P2Pサービス(事業者配信型P2Pサービス)利用時の情報流通					
2.1.1	動作概要	商用P2Pサービスを行う事業者(以下、サービス提供事業者という)は、サービス全体の一連の流れについて説明すること。説明には、サービス内容、利用者端末用ソフトウェアの動作概要、利用者端末用ソフトウェアがどのような情報を誰とやり取りするかに関する概要を含むこと。	要求される内容について利用者に説明している	○	サポートサイトに明記してあります。
2.1.2	サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される情報	商用P2Pサービス利用時に、利用者端末からサービス提供事業者に対して提供された利用者の情報が、サービス提供事業者を経由して他の利用者へ提供される場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。	提供される情報について利用者に明示している	○	使用許諾契約画面に、ピア情報(IPアドレス、NAT越え可否情報)が提供される旨、明記してあります。
			提供される情報について事前に許諾を得ている	○	インストール時の使用許諾契約画面で「同意します」を選択したのちに、インストール・視聴が可能な構成となっています。
2.1.3	利用者から他の利用者へ直接提供される情報	商用P2Pサービス利用時に、利用者端末から他の利用者端末に対して利用者に関する情報を直接提供する場合は、サービス提供事業者は、当該情報の内容について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。	提供される情報について利用者に明示している	○	使用許諾契約画面に、ピア情報(IPアドレス、NAT越え可否情報)が提供される旨、明記してあります。
			提供される情報について事前に許諾を得ている	○	インストール時の使用許諾契約画面で「同意します」を選択したのちに、インストール・視聴が可能な構成となっています。
2.1.4	利用者が取得を要求していないコンテンツの中継	利用者が取得を要求していないコンテンツを、他の利用者への中継のためにダウンロードする機能が存在する場合は、サービス提供事業者は、その機能について利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。	提供される情報について利用者に明示している	○	取得を要求していないコンテンツが、利用者のコンピュータを中継して他の利用者へ提供されることがある旨、使用許諾契約画面に明記してあります。
			提供される情報について事前に許諾を得ている	○	インストール時の使用許諾契約画面で「同意します」を選択したのちに、インストール・視聴が可能な構成となっています。
2.1.5	利用者による直接コンテンツ発信機能	サービス提供事業者が管理していないコンテンツを利用者が発信する機能が存在しないこと。	要求される内容(機能がないこと)について利用者に説明している	○	利用者端末からのコンテンツ投入不可の旨、「Einy Playerについて」というページに明記してあります。

商用P2Pサービス利用時の利用者資源の利用					
2.2.1	取得コンテンツの削除方法	サービス提供事業者は、利用者がサービスにより取得したコンテンツを個別に削除する方法について明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	○	サポートサイトに明記してあります。
2.2.2	サービス利用の中止	利用者端末が、PC等一般利用者がソフトウェアをインストールして利用する機器である場合は、サービス提供事業者は、簡単な操作によるアンインストール手段を提供すること。	要求される内容について利用者に説明している	○	サポートサイトにて明記してあります。
2.2.3	利用者端末資源利用の許諾	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、サービス提供事業者は、その内容と利用目的を利用者に明示すると共に事前に許諾を得ること。	提供される情報について利用者に明示している	○	以下の資源を利用する旨、使用許諾契約画面に明記してあります。 ・記憶媒体:キャッシュの一部利用 ・ネットワーク:コンテンツデータ、ピア情報の送受信
			提供される情報について事前に許諾を得ている	○	インストール時の使用許諾契約画面で「同意します」を選択したのちに、インストール・視聴が可能な構成となっています。
2.2.4	利用者端末資源の利用に関する設定	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、当該資源の利用に関する設定を利用者が変更可能な場合は、サービス提供事業者は、その方法を明示すること。	要求される内容について利用者に説明している	-	設定は変更できません。
2.2.5	利用者端末資源の利用状況の確認方法	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、サービス提供事業者は、利用者が当該資源の利用状況を確認する方法(OS標準のツールなど、利用者端末用ソフトウェア以外による確認方法でも可)を明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	○	サポートサイトにて明記してあります。
2.2.6	利用者端末資源の利用の停止方法	利用者端末用ソフトウェアが、利用者端末資源や利用者のネットワーク資源を利用することについて、利用者が当該資源の利用を停止する方法があれば、サービス提供事業者は、その方法を明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	○	OSを終了するとソフトウェアが終了し、システムトレイのアイコンよりソフトウェアを終了することもできる旨、サポートサイトに明記してあります。
2.2.7	他の利用者へのコンテンツ提供の制御	サービスにより取得したコンテンツを他の利用者の端末へ提供する機能について、当該機能の停止、提供先の制御、提供方法の制御等の設定が可能であれば、初期設定の内容と設定変更の方法を明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	-	設定は変更できません。
商用P2Pサービス利用時のセキュリティ対策					
2.3.1	サービスの安全性	利用者端末用ソフトウェア及び商用P2Pネットワーク自体に脆弱性が発見されていないこと。また、脆弱性が発見された場合は、サービス提供事業者が、利用者に対処方法を周知すること。	要求される内容について利用者に説明している	○	現在脆弱性は発見されておりません。HP上で周知するとともに、アップデートを実施する体制をとっています。その旨、「Einy Playerについて」というページに明記してあります。
2.3.2	コンテンツの安全性	サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者は、流通するコンテンツの安全性について、事前に確認を行うこと。コンテンツの安全性が、コンテンツ提供事業者により確認される場合は、サービス提供事業者は、利用者に対して当該コンテンツ提供事業者に関する情報を提供すること。	要求される内容について利用者に説明している	○	コンテンツ提供事業者が、コンテンツにウイルスが含まれないことを保障しています。
2.3.3	コンテンツ提供者の制限	サービス提供事業者は、サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者以外が提供するコンテンツを配信しないこと。	要求される内容について利用者に説明している	○	サービス提供事業者またはそのサービスを利用して配信を行うコンテンツ提供事業者が管理していないコンテンツを配信できない仕組みとなっており、その旨サポートサイトに明記してあります。
2.3.4	利用者の機密情報の流出に対する対策	利用者端末用ソフトウェアにより、利用者端末内の個人情報やファイル等の利用者が意図しない情報が流出する危険性が低いこと。	要求される内容について利用者に説明している	○	サービス提供事業者が管理するコンテンツと、ログ管理等のための情報を除き、何らの情報(個人情報含む)を利用者端末から取得しない旨、使用許諾契約画面に明記してあります。
2.3.5	コンテンツの完全性の保証	利用者端末用ソフトウェアによりダウンロード完了である旨を表示されるコンテンツについては、原本との同一性を保証すること。	要求される内容について利用者に説明している	○	ハッシュ値により完全性を保証することができます。本サービスにおいて提供されるコンテンツは、コンテンツ提供事業者より提供されたコンテンツデータと同一であることを保証する旨、使用許諾契約画面に明記してあります。コンテンツ配信は、コンテンツ提供事業者のWebサイトにて行われます。

商用P2P型配信サービスのサービス主体・サポート					
2.4.1	サービス提供事業者の明示	サービス提供の主体を利用者に明示すること。サービス提供事業者の氏名または名称、住所を明示すること。サービス提供事業者が法人である場合は、代表者氏名を併せて明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	○	サポートサイトに明記してあります。
2.4.2	サポート窓口	利用者サポートの窓口への連絡方法を利用者に明示すること。サポート窓口において、利用者のPC利用に関する障害について、利用者端末ソフトウェアに起因する障害とその他の障害の切り分け等の業務を行うこと。	提供される情報について利用者に明示している	○	サポートサイトに明記してあります。
2.4.3	利用者用マニュアル	サービスの利用方法、FAQおよび、本ガイドラインにより明示を要求される事項を含むマニュアルを利用者に明示すること。	提供される情報について利用者に明示している	○	サポートサイトに明記してあります。
2.4.4	特定商取引法に基づく表示義務に則った表示	提供するサービスが特定商取引法の対象となる取引に該当する場合は、特定商取引法に基づく表示義務に則った表示を行うこと。	提供される情報について利用者に明示している	-	弊社が提供するサービスは特定商取引法の対象となる取引に該当いたしません。

	項目	ガイドラインの内容	評価の基準	評価結果	自己評価の内容
全体を通しての分かりやすさ		説明要求項目、明示要求項目	専門用語について説明を行い、利用者に理解しやすい表現となっている	○	サポートサイトに用語集を掲載してあります。必要に応じて順次更新は行っていきます。
		許諾要求項目	許諾内容が利用者に視認しやすく、意識的な同意を取る形となっている	○	同意ボタンを許諾事項説明の直下に配置し、意識的な同意を取る構成となっています。